

information

国民年金

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、手続きは不要です。

●国民年金のポイント

- ・将来の大きな支えになります  
国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ・老後のためだけではありません  
年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や

「子」が受け取れます。

●「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

・学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

・納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

なお、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。学生納付特例制度などを申請される方は、役場の国民年金担当係または年金事務所です手続きをしてください。

洪川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607

放送大学

入学生募集のお知らせ

放送大学は、10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目

的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

資料を無料で交付しています。お気軽に放送大学群馬学習センター ☎027・230・1085までご請求ください。

出願期間は、第1回は8月31日まで、第2回は9月15日までです。

令和2年度群馬県計量

啓発標語の募集について

群馬県計量検定所では、広く県民の方々に正確な計量への意識を高めていただくため、計量啓発標語を募集しています。

●テーマ

- ・正しい計量の大切さを呼びかける作品
- ・適正な計量器が使用・流通されることを促す作品

●募集規定

- ・自作で未発表の作品
- ・1人2作品まで応募可
- ・著作権は群馬県計量検定所に帰属します

●賞 入選2点

※図書カード2千円分を贈呈

●発表 令和2年9月(予定)

※入賞者には、書面で通知します

●応募資格 県内に在住する人

●応募期間 令和2年7月27日(月)～9月4日(金)必着

●応募方法 郵送又はFAX

※応募作品、住所、氏名、職業(学年)、電話番号を記入してください。計量検定所ホームページから、応募用紙が入手出来ます(<http://www.pref.gunma.jp/07/z500001.html>)

●その他 入選作品は計量標語ポスターに使用されるほか、普及啓発資料等に活用されます

●応募先・問い合わせ

群馬県計量検定所 〒379-12152 前橋市下大島町81-113 ☎027・263・2436 FAX027・263・3142

